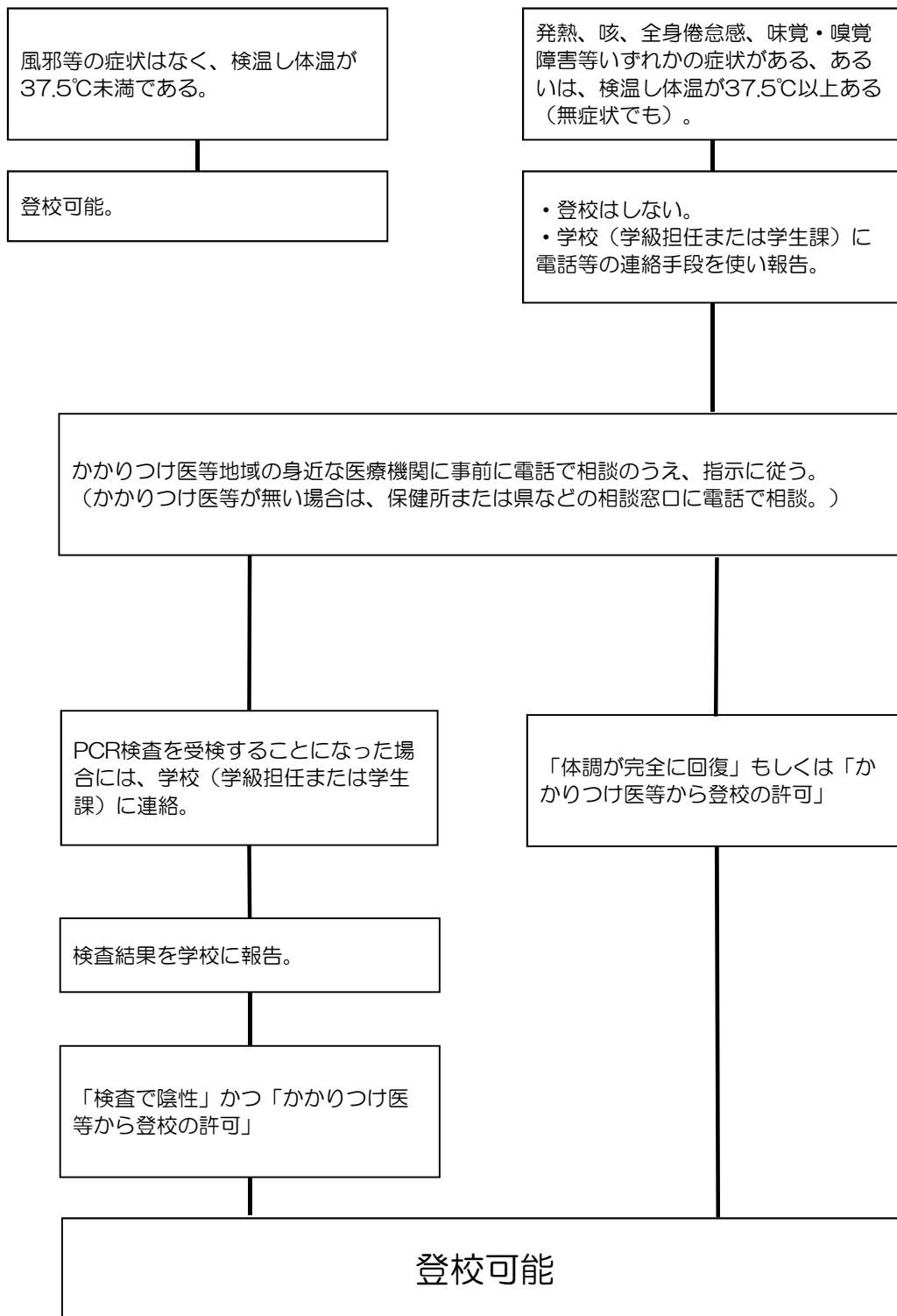


★感染を疑わせる症状が出た際のマニュアル

令和4年7月27日

毎朝検温し、午前8時までに健康状態のモニタリングを行ってください。

※ 体調不良を感じたら、自己判断に任せず、医師の診察を受けてください。



※インフルエンザ等の感染症に罹患した場合は、学生便覧21、22ページ「感染症・インフルエンザについて」を参照し登校を判断。

★授業中、感染を疑わせる症状が出た際のマニュアル

- ・授業担当教員は、保健室へ行くよう学生に指示をしてください。（自分で保健室に行けない場合は、学生課など他の教職員の支援を受けてください。）
- ・保健室では、他の学生と接触しないよう別室で対応します。
- ・看護師が感染の疑いが高いと判断した場合は、〔御坊保健所：0738-22-3481〕に電話相談し、指示を仰ぎます。
- ・感染の疑いは低いが、保健室での対応だけでは不十分であり、看護師が医療機関での加療が必要であると判断した場合は、医療機関を受診させます。
- ・看護師は、対応結果を学生課に報告してください。
- ・学生課は、対応結果を学級担任及び当該授業担当教員に報告してください。
※寮生の場合には、寮務係にも報告してください。
- ・学級担任は、対応結果を保護者に連絡します。帰宅させる場合は、送迎依頼を行います（学生の希望を確認）。併せて、学生及び保護者に対して、健康状態のモニタリングを引き続き行うよう要請してください。
※医療機関に付き添っている間に保護者への連絡が必要な場合もあるので、学外でも保護者と連絡が取れるようにしておいてください。
- ・寮生の場合で、看護師又は医療機関が帰宅が必要でないと判断した場合や、諸事情によりすぐに帰宅させることが困難な場合は、寮での経過観察を可とします。
その場合、寮務係は当該学生の対応結果を宿直教員に連絡するとともに、寮の対応マニュアルに沿って対応します。

※〔夜間・休日等の連絡先〕和歌山県コールセンター：073-441-2170
※状況によっては、上記手順を変更するなど、臨機応変に判断・対応します。

★新型コロナウイルス感染症と診断された際のマニュアル

- ・完治するまでは登校停止とするので、登校はしないでください。
- ・診断が確定に至らず経過観察を指示された場合も、同様に登校しないでください。
- ・医療機関の指示に従い、治療に専念してください。
- ・大至急で学校（学級担任または学生課）に電話等の連絡手段を使い報告してください。
また、その際に、以下「報告すべき内容」も併せて報告してください。
「報告すべき内容」
 - ① 発症までの症状の経過に関する情報：いつ頃からどんな症状があったか？
熱がいつからどの程度まで上昇したかを含めた経過等
 - ② 同居する家族に関する情報：同居家族の症状の状況等（新型コロナウイルス感染者の有無を含む）
 - ③ 発症2週間以内の行動および学内での動線（教室や休憩・トイレ等：消毒すべき箇所等を含む）
 - ④ 新型コロナウイルス感染者との接触に関する情報：感染者への接触歴の有無・国内外の旅行歴等
- ・治癒するまで出席停止として、主治医の許可が出てから、登校は可とします。

★感染者の濃厚接触者として特定された際のマニュアル

- ・感染者の濃厚接触者(*)として特定された際には、感染者との最終接触日を0日として、5日間は登校停止としますので、登校はしないでください。
- ・学校（学級担任または学生課）に電話等の連絡手段を使い報告してください。
- ・この経過で症状がある場合には、「感染を疑わせる症状が出た際のマニュアル」に沿って、対応してください。
- ・不要不急の外出は、避けるようにしてください。
- *：「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）が発病した日以降に接触した者」のうち、次の範囲に該当する者
 - ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内・航空機内等を含む）があった者
 - ・手で触れることまたは対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で必要な感染予防策なしで接触があった者（患者の症状やマスクの使用状況などから患者の感染性を総合的に判断する）
- 「患者（確定例）」とは、次の者
 - ・臨床症状などから新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者

★PCR検査を受けた際のマニュアル（濃厚接触者として特定された場合を除く）

- ・PCR検査を受けた際（感染者の濃厚接触者として特定された場合を除く）には、検査結果が判明するまでの期間を、登校停止としますので、登校はしないでください。
- ・学校（学級担任または学生課）に電話等の連絡手段を使い報告してください。